

外国送金依頼書(匯出匯款申請書)
Outward Remittance Application form

※太線枠内をアルファベットのタイプまたは活字体でご記入ください。

日付(DATE) 年 月 日

受取人取引銀行(A/C WITH BANK)		国名(COUNTRY) 必ずご記入ください	
〔 経由銀行(THRU) 〕			
受取人口座番号(A/C NO.)・IBAN	送金通貨(CURRENCY)	金額(AMOUNT)	円貨相当額 (YEN EQUIVALENT) <input type="checkbox"/> 直物(SPOT) <input type="checkbox"/> 予約 NO.
受取人(BENEFICIARY'S NAME)		RATE @ ¥	
受取人住所(BENEFICIARY'S ADDRESS)		電信料 CABLE CHARGE	送金種別 電信送金 (T/T)
電話(TEL) 国名(COUNTRY) 受取人が 法人の場合には別途その本社(本店)所在国名も記入してください。		送金手数料 REMITTANCE FEE	
フリガナ 依頼人 (APPLICANT)		匯費 OPERATION CHARGE	
メッセージ (MESSAGE)		合計 TOTAL	
送金目的 (PURPOSE) 必ずご記入ください <input type="checkbox"/> 北朝鮮・イラン関連の「外国為替及び外国貿易法」の規制に該当しません。 許可・届出 日付 (DATE) 番号(NO.)		銀行使用欄 <input type="checkbox"/> 現金 運転免許証 パスポート 健康保険証 外国人登録証明書 印鑑証明書 住民票 年金手帳 在留カード [No.]	
関係銀行手数料	被仕向銀行での取扱手数料は通常受取人負担となり、指示のない場合は受取人負担とさせていただきます。(BEN) ご依頼人負担とする場合、下欄✓印を記入してください。但し後日、被仕向銀行から請求された場合は口座から引落いたします。 <input type="checkbox"/> ご依頼人負担 (OUR)		
貨物の輸出入及び仲介貿易取引の代金支払の場合 (中国・韓国・ロシアの場合は船積港の都市名も記入してください)。		<input type="checkbox"/> 確認済本人口座 口座番号[]	
原産地	船基地域(都市、国)	外国送金等調書提出制度 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 支払等報告書 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 国際収支項目[]	
仕向地(都市、国)	商品名	項目番号 [] 届出日 []	
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第3条の規定により上記の通り告知します。 We hereby declare the required items pursuant to Article 3 of the "Law on reporting requirements on cross border payments and receipts for the tax law compliance" as above filled. 裏面記載の条件にしたがい上記送金を依頼いたします。 ご依頼人署名・記名押印 (APPLICANT'S NAME & SIGNATURE)		MT103 [] MT202 [] 円決済 [] その他 []	
住所 (ADDRESS)		確認日:	
TEL (日中連絡可能なご自宅又はお勤め先) ご担当者:		電話連絡者 先方 当店	
非居住者の方: 納税管理人の徒届出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 印のない場合は届出がないものとさせていただきます。		副支店長/ 主管 製票 受付 襄理	

外國送金依頼条項

1. 上記送金は、私の費用および危険負担で発送・発信してください。
2. 送金実行のため利用する貴行本支店および他行(以下、関係銀行という。)の選定ならびに送金経路は、貴行に一任します。
3. 下記の損害については、私がおの責に任じます。
 - (1) 発信文書および電信の延着・不着ならびに電信中の字くずれ・誤謬等が原因で生じた損害。
 - (2) 関係銀行の責に帰すべきまたは貴行にとって不可抗力の原因で生じた損害。
4. 組戻しの場合は、日本および本送金に関係のある外國の法令で認められることを条件として、関係銀行から取消確認書および組戻代金を貴行が受領次第、または送金小切手を返還次第、払戻日における貴行所定の買相場により換算し、貴行および関係銀行の諸掛りを差引いてください。

REMITTANCE INSTRUCTIONS

1. Please send at my expense and my risk the letters or telegrams, cables, telex relative to the remittance.
2. The choice of your office and/or offices of other Banks which you use for performing this remittance (such "Other Banks" are hereinafter called "Banks Concerned"), and the choice of the route of this remittance shall be entirely at your discretion.
3. In any case, we hold you harmless from:
 - (3) Any loss or damage caused by delay or loss in transit of letters or telegrams dispatched, or by mutilation, errors and any other causes arising in transmission of telecommunications.
 - (4) Any loss or damage arising from any causes for which responsibility is attributable to Banks Concerned or which are beyond your control.
4. In case of cancellation of this remittance, please refund at your buying rate of the date of refundment, less fees and expenses due to you and/or Banks Concerned, after you have actually received the confirmation of cancellation and fund has been made available to you or upon surrender of the original draft, provided that such refundment is permissible under Japanese and the concerned country's law, regulations and ordinances.

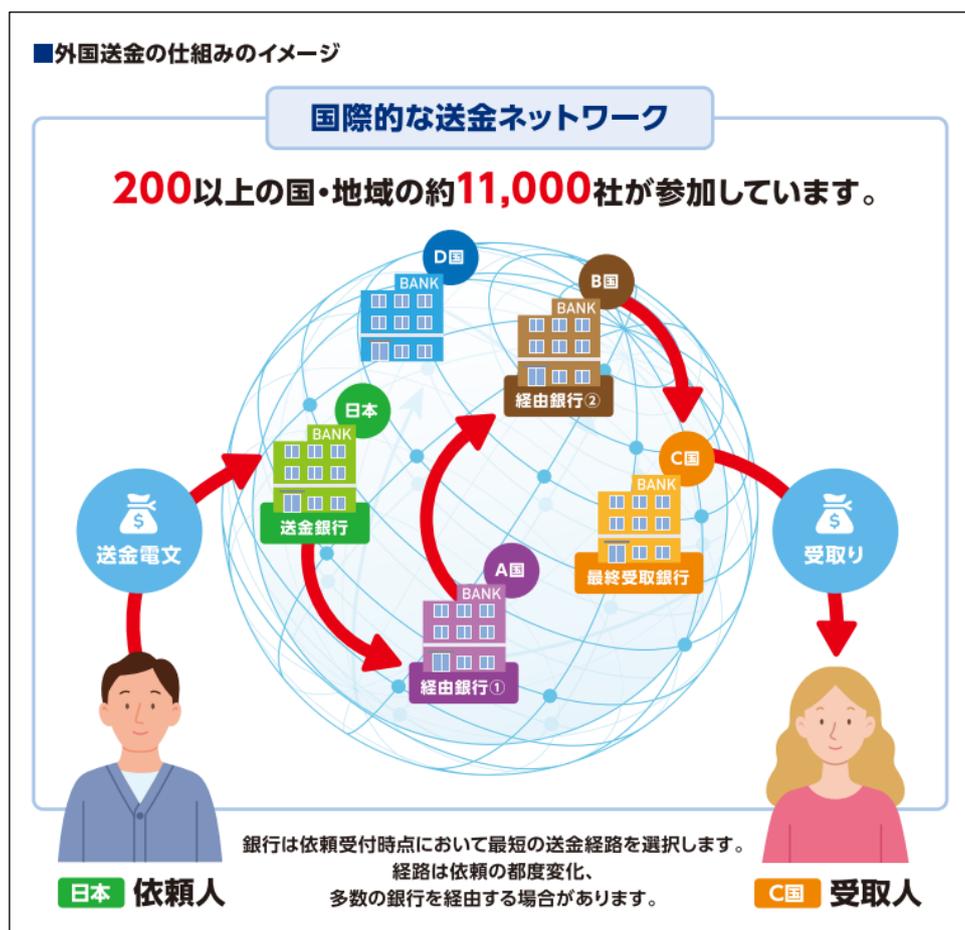
外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内

1 外国送金の仕組みについて

外国送金とは、日本の銀行から外国の銀行口座に資金を送金することをいい、通常、外国送金は、銀行間の国際的金融取引ネットワーク「SWIFT」(スイフト: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC、本拠:ベルギー)を利用して処理されます。

なお、スイフトには、200以上の国・地域で1万1,000社以上の銀行、証券会社等が参加しています。このため、理論的には、全世界の国・地域に外国送金が可能ですが、外国為替および外国貿易法や米国OFAC規制等の法令により外国送金ができない国・地域や、外国送金に当たって送金先の詳細や送金の資金源に関する資料のご提出が必要となる国・地域があります。詳細は、お取引金融機関にご照会ください。

外国送金の仕組みは次のイメージ図のとおりです。送金する通貨や送金方法によっては、日本の銀行から送金先の外国銀行(最終受取銀行)に直接送金することができず、別の銀行(経由銀行)を介して、最終受取銀行に送金される可能性があります。この経由銀行は複数の国にわたる場合があります。



2 外国銀行およびスイフト等に提供される情報について

外国送金においては、外国銀行(最終受取銀行および経由銀行)ならびにスイフト等に「外国送金依頼書」等に記入した「ご依頼人名・住所」や「お受取人名・住所」、「お受取人の取引銀行名・支店」、「お受取人の口座番号」等が提供されます。これらの情報は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策等を目的として個人情報保護法、犯罪収益移転防止法、外国為替および外国貿易法等の法令あるいは同様の趣旨の関係各国の法令の規定をもとに、各銀行が適切な管理を行ったうえで、所定の手続きに従って外国銀行等に提供されております。

(裏面に続く)

3 個人情報保護法におけるお客さまへの情報提供に関するご説明について

2022年4月1日施行の改正個人情報保護法の規定により、お客さまからご依頼を受けた外国送金のお取扱いに当たっては、事業者は、次の(1)～(3)の情報を電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他適切な方法によりご本人に提供しなければならないこととされました。

(1)外国の名称（送金先の外国銀行等が所在する国名）

(2)適切かつ合理的な方法により得られた外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

（送金先の外国銀行等が所在する外国の個人情報保護制度に関する情報）

(3)第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報（送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報）

ただし、上記(1)の外国銀行等が所在する国名が特定できない場合は、次の情報を提供しなければならないとされています(例えば、外国送金については、ご依頼を受け付けた時点では、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、当該経由銀行が所在する外国を特定することができません)。

① 「外国の名称」が特定できない旨およびその理由

② 「外国の名称」に代わる本人に参考となるべき情報がある場合は、当該情報

また、上記(3)の情報を提供できない場合は、その旨およびその理由について提供しなければならないとされています。

なお、上記(2)や(3)に関して、送金先の外国銀行等は、理論上、スイフトに参加している世界200以上の国・地域に所在する1万社近い銀行等が対象となる可能性があります。このため、日本の銀行がこれらすべての外国の個人情報保護制度や外国銀行等が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を収集し、お客さまに提供することは、非常に困難と考えられます。

4 外国送金に当たってのお願い

銀行は、可能な限り経由銀行や経由国が少ないかたちで、最終受取銀行に送金できるよう努めていますが、国際決済のために外国銀行等と締結している契約(コルレス契約)上の制約や経由銀行の判断が尊重されることなどの理由から、外国送金依頼を受け付けた時点においては、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、「外国の名称」を特定できません。

加えて、送金可能な国・銀行の数が非常に多いことから、経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、お取引金融機関が情報提供できない場合があります。

以上の内容にご留意いただき、外国送金をご依頼される場合は、諸外国の個人情報保護制度等を、事前にお取引金融機関のウェブサイトおよび全国銀行協会のウェブサイトでご確認くださいませようお願いいたします。

なお、国の行政機関である「個人情報保護委員会」のウェブサイトにおいても、外国の個人情報保護制度を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

*全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>)

*個人情報保護委員会 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)

私/当社は、台湾中小企業銀行東京支店で外国送金を行うにあたり、個人情報の移転先の外国法制度等にかかる上記全国銀行協会のパンフレットの内容について担当者より説明を受け、理解しました。

年 月 日

送金依頼人 _____



銀行使用欄		
照合印	説明者	検印